



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

ヤミ金は絶対ダメ！



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島根連呼第5630号



作：柏屋コッコ

- ・違法な金融業者にご注意！
- ・軽い気持ちの借金があなたを追い込みます。
- ・出資法で定める上限金利は年20%です。



・違法な金融業者から借入れをすると、法外な高金利のため、返済請求額は雪だるま式に膨れ上がり、あっという間に返済不能となります。そして、少しでも返済が遅れた場合には、勤務先や親兄弟、親類までが脅迫まがいの厳しい取立てにあい、精神的に追い詰められてしまいます。

・このような被害にあわないためには、甘い融資話に惑わされることなく、無登録業者、高金利業者といった違法な金融業者を利用しないことが一番の防衛策です。登録業者かどうかは金融庁のホームページで確認できます。

消費生活に関するご相談は **泣き寝入りはいやや**

消費者ホットライン

局番なしの **188**

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター 検索 消費生活に関する情報も発信しています！

ホームページ QRコード

ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益田合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657